

三重県民の森指定管理者募集要項

令和 7 年 7 月

三重県農林水産部

目 次

1	指定管理者募集の目的	1
(1)	指定管理者制度活用 の 目的 (期待する効果)	1
(2)	施設の設置目的 (役割)	1
(3)	施設運営の基本的な方向性 (運営方針)	1
2	施設の概要	1
(1)	名称	1
(2)	所在地	1
(3)	施設の構造・規模等	1
3	指定管理者が行う管理の基準	2
4	指定管理者が行う業務の範囲	2
(1)	業務の内容及び要求水準	2
(2)	指定期間を通じて達成すべき成果目標	2
(3)	自動販売機の設置	2
5	指定管理者の指定の予定期間	3
6	管理に要する経費等	3
(1)	指定管理に係る指定管理料	3
(2)	その他	3
7	申請資格	3
8	指定の申請の手続き	5
(1)	募集要項並びに仕様書の配布等	5
(2)	現地説明会の開催	5
(3)	質問事項の受付及び回答	5
(4)	申請書類の受付	6
9	指定管理者の選定	7
(1)	申請資格の審査	7
(2)	申請者名等の公表	7
(3)	選定委員会の設置及び審査・選定	7
(4)	選定基準等	8
(5)	審査の方法	8
(6)	失格事項	8
(7)	選定結果の通知	8
(8)	選定結果の公表	8
10	指定管理者の指定	9

1 1	指定管理者との協定の締結	9
1 2	管理状況の把握と評価・監査	9
(1)	利用者の声の把握	9
(2)	業務の評価	9
(3)	監査の実施	9
(4)	財務状況の確認	9
1 3	県と指定管理者との責任の分担	1 0
1 4	事業の継続が困難になった場合における措置	1 0
(1)	県への報告	1 0
(2)	指定管理者に対する実地調査等	1 0
(3)	指定管理者の破産等	1 0
(4)	県に対する損害賠償	1 1
(5)	その他不可抗力の場合	1 1
1 5	ネーミングライツ・パートナーについて	1 1
1 6	その他	1 1
(1)	施設管理開始までにおける指定の取消し	1 1
(2)	業務の再委託	1 1
(3)	施設等の引継ぎ	1 1
(4)	利用許可等の引継ぎ	1 1
1 7	問合せ先	1 1
1 8	添付資料	1 2
	別添資料 三重県民の森指定管理者業務仕様書	
別紙様式 1	三重県民の森指定管理者指定申請書	1 3
別紙様式 2	三重県民の森事業計画書	1 4
別紙様式 3	三重県民の森事業計画書の要旨	1 9
	(別紙様式 3 の附表 1 収支計画書)	2 0
	(別紙様式 3 の附表 2 年度別明細)	2 1
別紙様式 4	宣誓書	2 2
別紙様式 5	法人等の概要	2 3
	複数の法人等による応募	
別紙様式 6	グループ構成員表	2 4
別紙様式 7	三重県民の森管理運営業務に関するグループ協定書	2 5
別紙様式 8	委任状	2 6
別紙様式 A	三重県民の森現地説明会申込書	2 7
別紙様式 B	質問票	2 8

別紙 1	三重県民の森指定管理者審査基準・・・・・・・・・・・・・・・・	29
別紙 2	リスク分担表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31

【参考資料】

- (1) 三重県民の森の管理に関する協定書（案）
（基本協定書（案）及び年度協定書（案））
- (2) 三重県民の森備品一覧
- (3) 三重県森林公園ネーミングライツ・パートナー募集要項

三重県民の森指定管理者募集要項

三重県民の森（以下「県民の森」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「地方自治法」という。）第244条の2第3項及び三重県民の森条例（昭和55年三重県条例第3号、以下「県民の森条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の募集を行います。

1 指定管理者募集の目的

（1）指定管理者制度活用目的（期待する効果）

県では、県民の森の管理について、民間企業やNPO団体等が持つノウハウの活用や柔軟なサービスの提供を図ることにより、より一層のサービス向上及び経費削減を図るとともに、県が目指す施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

（2）施設の設置目的（役割）

県民の森は、県民の心身の健康の増進及び森林教育の振興に寄与することを目的として設置しています。

（3）施設運営の基本的な方向性（運営方針）

県民が豊かな自然に親しみ、ふれあうことのできるよう、適切な維持管理を行っていくとともに、森林及び自然環境に関する学習の機会を提供するため自然体験型イベントを定期的を開催することで、森林教育及び自然とのふれあい活動、生物多様性の保全の拠点施設として、より効果的な管理運営を図っていきます。

2 施設の概要

（1）名称

三重県民の森

（2）所在地

三重郡菰野町大字千草字西貝石7181-3

（3）施設の構造・規模等

敷地面積 445,836 m²

・自然学習展示館	R C 造	1 階建	419.9 m ²
・ふれあいの館	木造	1 階建	218.8 m ²
・休憩舎	木造	8 棟	
・公衆便所	R C 造	1 棟	
	C B 造	1 棟	
	木造	2 棟	
・展望台テラス	木造	64.80m ²	
・芝生広場		31,537m ²	
・遊歩道		6,437m	
・駐車場		4 箇所	
・遊具		29 基	

なお、自然学習展示館内の「みえ森林教育ステーション」に関する業務は、当該指定管理の業務範囲に含みません。

3 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、三重県民の森指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）に掲げる、県民の森の利用に係る基本的な条件及び管理運営の基本的事項に沿って、県民の森を適正に管理してください。

4 指定管理者が行う業務の範囲

県民の森条例第4条で規定する指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです。

指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供すべきサービスの水準を確保するために定める「要求水準」は下記（１）のとおりとし、業務の質の向上を図るために定める「成果目標」は下記（２）のとおりとします。申請にあたっては、業務区分ごとにこれらを満たすことのできる具体的な仕様を検討し、提案してください。

県民の森では、利用者の利便性向上のため自動販売機を設置することとし、具体的内容は下記（３）のとおりとします。

（１）業務の内容及び要求水準

（具体的な内容及び要求水準は、仕様書に掲げたとおりです。）

- ア 県民の森の森林、植物等の管理に関する業務
- イ 県民の森の施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- ウ 県民の森の施設及び設備の利用及び公開に関する業務
- エ 自然体験型イベントの実施に関する業務
- オ ホームページ等による県民の森内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務
- カ 生物多様性の保全に配慮した取り組みに関する業務
- キ その他県民の森の管理上必要と認める業務

（２）指定期間を通じて達成すべき成果目標

- ア 施設利用者数 毎年度 14.0万人【R6年度164,547人/年・R5年度159,503人/年】
- イ 満足度 施設利用者の満足度 80%
自然体験型イベント参加者の満足度 92%

（３）自動販売機の設置

森林公園利用者の利便性の向上を図るために、下記の留意事項を踏まえ、必要な自動販売機の種類、台数、場所を提案してください。

（留意事項）

- ア 青少年の健全育成などの観点から公の施設にふさわしくない自動販売機の設置は認めません。
- イ 自動販売機の設置の現状は、以下のとおりです。
飲料水自動販売機3台（内訳 自然学習展示館1台、大駐車場1台、つどいの広場1台、仕様書に定める三重県民の森エリア区分図参照）
- ウ 自動販売機設置業者は、一般競争入札により決定し、契約期間及び設置業者からの設置料や手数料等の収受の内容等は、契約書等で定めてください。なお、設置にあたっては、指定管理が開始される令和8年4月1日から設置されるよう、県と協議のうえ、入札・契約事務を進めてください。
- エ 自動販売機の設置に要する工事費等の費用、電気代は設置業者の負担とします。
- オ 指定管理者は、毎年5月20日までに自動販売機設置に伴う収入の2分の1を県に納付してください。

5 指定管理者の指定の予定期間

- (1) 指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間で予定しています。
- (2) この指定の期間は、県議会での議決により確定することとなりますので、ご留意ください。

6 管理に要する経費等

- (1) 指定管理に係る指定管理料

県が指定期間中に支払う施設の管理に要する経費（以下「指定管理料」という。）の総額は、次に示す額を上限とします。

なお、各年度において県が指定管理者に支払う指定管理料は、各会計年度の予算の範囲内において別途締結する年度協定に基づき支払います。

指定管理料の額 182,169千円以内（5年間）（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（内訳）各年度における指定管理料概算額

令和 8年度	35,998千円	令和 9年度	36,216千円
令和10年度	36,434千円	令和11年度	36,651千円
令和12年度	36,870千円		

- (2) その他

ア 指定管理料の支払時期や方法、管理口座等の細目的事項については、別途協定にて定めます。

イ 県民の森の管理に関する会計は、独立した会計とし、指定管理者が行う他の業務の会計と区分してください。

7 申請資格

申請の資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に施設を管理し、かつ、上記「1（2）施設の設置目的」をより効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる全ての要件を満たす者とし、個人での応募は受け付けません。

- (1) 地方自治法第244条の2第11項の規定により県又は他の地方自治体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない法人等でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 県の入札参加資格（指名）停止の期間中でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと及び同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (5) 県が賦課徴収する全ての税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからエまでのいずれかに該当する法人等でないこと。

ア 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成17年6月改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及びその開始命令がされている法人等を含む。）

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）

- エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (7) 法人等又はその役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等（常時業務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が次に掲げる全ての要件を満たすものであること。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う法人等でないこと。
- イ 暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等でないこと。
- ウ 法人等でその役員等のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと。
- エ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいないこと。
- オ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合（以下「会合等」という。）に出席し、若しくは自らが開催する会合等に暴力団関係者を招待したりするような関係、又は暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交遊関係などを有している者がいないこと。
- (8) 役員等に破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいる法人等でないこと。
- (9) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」別表第1に掲げる要件に該当していないこと。
- (10) 県議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「無限責任社員等」という。）に就任していない法人等であること。
- ただし、県議会の議員以外の者について、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人等の無限責任社員等に就任している場合を除く。

また、県民の森のサービスの向上並びに業務の効率的な実施を図るうえで必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。この場合においては、次の事項に留意して申請してください。

- (1) グループにより申請をする場合には、グループの名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。
- なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めません。
- (2) グループの構成団体間における連帯責任の割合等については、別途協定書で定めること。
- (3) グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。
- (4) 次に記載する「8（4）イ提出書類」（エ）から（ス）までについては、構成団体ごとに提出すること。

8 指定の申請の手続き

申請に関して必要となる経費は、全て申請者の負担とします。また、提出された書類は、正本1部を県が保持することとし、副本10部は、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）を選定後、申請者との協議により、返却又は廃棄します。

（1）募集要項並びに仕様書の配布等

募集要項並びに仕様書等（以下「募集要項等」といいます。）は次のとおり配布（又は閲覧）します。

ア 配布（又は閲覧）期間

令和7年8月1日（金）から令和7年8月8日（金）までの午前9時から午後5時までとします。（土曜日、日曜日、祝日を除きます。）

イ 配布（又は閲覧）場所

三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部みどり共生推進課みどり推進班

電 話 059-224-2513

FAX 059-224-2070

電子メール midori@pref.mie.lg.jp

ウ 配布方法

配布期間内に直接受け取ること。なお、郵送を希望する場合には、着払いの小包で発送しますので、電話、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで、上記配布場所へ申し込むこと。

また、募集要項については、県ホームページからもダウンロードすることができます。

アドレス (<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0026100245.htm>)

（2）現地説明会の開催

現地説明会を、次により開催しますので、指定管理者指定申請書の提出を予定している法人等は、必ず、別紙様式Aの参加申込をして参加してください。当説明会に参加していなかった法人等は、指定管理者指定申請書を提出することができません。

なお、グループにより指定管理者指定申請書を提出する場合は、代表となる団体が現地説明会に参加していれば申請できます。

ア 開催日時

令和7年8月19日（火）午前10時00分から午前11時30分まで

イ 開催場所

三重県民の森 ふれあいの館 学習室

三重県三重郡菰野町大字千草字西貝石7181-3

電話 059-394-2350

ウ その他

参加を希望する法人等は、令和7年8月15日（金）までに三重県農林水産部みどり共生推進課まで申し込みを行うこと。

（3）質問事項の受付及び回答

この募集要項の内容等に関する質問がある場合には、別紙様式Bにより提出してください。

ア 質問の提出

（ア）受付期間

令和7年8月19日（火）から令和7年8月22日（金）までの午前9時から午後5時までとします。（正午から午後1時と土曜日、日曜日、祝日を除きます。）

(イ) 受付場所

上記閲覧及び配布場所と同じです。

(ウ) 受付方法

質問は持参又は郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかで提出するものとし、口頭による質問は一切受け付けません。

イ 質問に対する回答

(ア) 回答方法

ファクシミリ又は電子メールにて、質問者に回答します。なお、当該回答については、随時、県ホームページで公表するとともに、下記により閲覧することもできます。

(イ) 閲覧期間

令和7年8月26日（火）から令和7年8月29日（金）までの午前9時から午後5時までとします。（土曜日、日曜日、祝日を除きます。）

(ウ) 閲覧場所

上記配布場所と同じです。

(4) 申請書類の受付

ア 受付期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月5日（金）までの午前9時から午後5時までとします。（正午から午後1時と土曜日、日曜日、祝日を除きます。）

イ 提出書類

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に掲げる書類を提出してください。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

また、下記の（セ）～（タ）の書類については、複数の法人等による応募の際に提出してください。

(ア) 指定申請書（別紙様式1）

(イ) 事業計画書（別紙様式2）

（提出書類について、原則として日本産業規格A4の大きさとしてください。）

なお、各項目のページ数の制限はありません。提出にあたっては、提出書類の下欄にページ数を記載してください。また、必要に応じて、資料を添付することができるものとします。提出書類に用いる言語、通貨、単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。）

- ・ 県民の平等な利用の確保に関する事項
- ・ 県民の森の適切な維持管理に関する事項
- ・ 県民の森の効用の最大発揮と県民サービスの向上に関する事項
- ・ 管理に係る経費の効率性に関する事項
- ・ 管理に必要な人員及び財政的基礎に関する事項

(ウ) 事業計画書の要旨（別紙様式3）

県では、申請者が指定管理者になっていただいた場合の公共サービスの水準とコスト等の内容について、県民にわかりやすく示すこととしていますので、上記（イ）の事業計画書の要旨をA4用紙1～2枚程度にまとめたものを作成してください。

(エ) 上記「7 申請資格」に掲げる全ての要件を満たす旨の宣誓書（別紙様式4）

なお、上記7（7）に記載の申請資格に関し、場合によっては役員等に係る住民票又は住民票記載事項証明書の提出を求める場合があります。

(オ) 法人等の定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

(カ) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本（申請日前3ヶ月以内に取得したもの）

- (キ) 法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し（申請日前3ヶ月以内に取得したもの）
- (ク) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- (ケ) 申請書を提出する日の属する事業年度の直近3年間の事業報告書、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (コ) 役員等の名簿（氏名及び生年月日並びに住所又は居所を記載したものをいう）及び履歴を記載した書類
- (サ) 法人等の概要がわかる書類（別紙様式5）
- (シ) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し
- (ス) 県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し
- (セ) グループ構成員表（別紙様式6）
- (ソ) グループ協定書の写し（別紙様式7）
- (タ) グループ委任状（別紙様式8）

ウ 提出書類の扱い

県に提出された書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、審査結果の公表その他必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。また、提出された書類は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）第2条第2項に規定する公文書に該当することとなり、情報公開の請求がされた場合、同条例の規定に基づき、情報公開の手続きを行いますので、予め、ご承知おきください。

エ 提出方法

持参又は郵送にて提出してください。ただし、郵送の場合は書留郵便により提出期限の9月5日（金）午後5時必着とします。

オ 提出先

上記配布場所と同じです。

カ 提出部数

正本1部、副本10部を提出してください。

なお、事業計画書の要旨については、県ホームページに掲載できるようPDFファイル様式で提出してください。

9 指定管理者の選定

(1) 申請資格の審査

指定申請書等の受付後、事務局が応募者の参加資格要件を満たしているかの審査を行います。

(2) 申請者名等の公表

上記(1)に掲げる申請資格の審査を通過したものについては、審査過程の透明性を確保するため、申請者の名称及び上記「8(4)イ 提出書類」で提出のあった事業計画書の要旨を県ホームページなどで公表します。

(3) 選定委員会の設置及び審査・選定

指定管理者の選定については、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、外部の有識者等による三重県民の森指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、提出された事業計画書等の審査及びヒアリングを実施のうえ、下記(4)の選定基準等に基づいて総合的な審査を行い、最適と認められる法人等を指定管理候補者として選定します。

(4) 選定基準等

申請者から提出された事業計画書等については、別紙1の審査基準及び配点に基づき、審査を行います。

(5) 審査の方法

指定管理候補者の審査選定については、次の2段階審査により行います。

ア 第1次審査（書面審査）

上記（1）の申請資格の審査を通過した申請者及び下記（6）の失格事項に該当しない申請者を対象に、選定委員会が提出された事業計画書等の書面審査を行い、第2次審査の対象として3団体程度を選定します。ただし、申請者が3団体以内の場合は、第1次審査は行いません。

（ア）開催日時

令和7年9月19日（金） 午前9時～午前11時予定

（イ）開催場所

津市内（県庁：三重県津市広明町13番地 周辺）

電話 059-224-2513

（ウ）審査結果の通知

第1次審査の審査結果は、審査終了後速やかに、書面で通知します。

イ 第2次審査（ヒアリング審査）

第1次審査を通過した申請者を対象に、選定委員会によるヒアリング審査を行います。

なお、ヒアリング審査は、1団体あたり、約45分程度を予定しており、その詳細については、別途通知いたします。

（ア）開催日時

令和7年9月30日（火） 午後1時30分～午後5時15分予定

（イ）開催場所

津市内（県庁：三重県津市広明町13番地 周辺）

電話 059-224-2513

(6) 失格事項

次の要件に該当した場合は、その申請者を選定審査の対象から除外します。

ア 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定審査に対する不当な要求を行った場合、若しくは選定委員会委員に個別に接触した場合

イ 提出書類に虚偽又は不正があった場合

ウ 提出書類の提出期間を経過してから提出書類が提出された場合

エ 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合

オ 提出書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更した場合

カ その他不正行為があった場合

(7) 選定結果の通知

指定管理候補者の選定結果は、第2次審査の対象となった申請者全員に書面で通知します。（令和7年10月頃予定）

(8) 選定結果の公表

指定管理候補者を選定した審査の過程や審査結果等については、県ホームページで公表します。

なお、公表する内容は、申請者の名称、所在地、申請者ごとの審査結果（評価点数を含む。）、指定管理候補者の名称及び選定理由等とします。

また、指定管理者の指定の議決にあたり、県議会には、申請者ごとの主な提案内容及び評価点数並びに選定委員会の講評等を報告しますので、予め、ご承知おきください。

10 指定管理者の指定

指定管理候補者に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

ただし、指定申請以降に、「7 申請資格」に掲げる要件のいずれかを満たさないこととなった場合、又は「9（6）失格事項」に掲げる要件に該当することが判明した場合には、指定をしないことがあります。

11 指定管理者との協定の締結

県は、県議会の議決を経て指定管理者に指定した法人等との協議に基づき、本業務の実施に必要な事項について、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。

なお、協定を締結しようとする事項の具体的な内容については、別添「三重県民の森の管理に関する協定書（案）」をご参照ください。

12 管理状況の把握と評価・監査等

（1）利用者の声の把握

県民の森の利用者のサービス向上等の観点から、アンケート等により、県民の森利用者の意見・苦情等の聴取結果及び業務の改善への反映状況について、県に報告していただきます。

なお、仕様書に定めるとおり、業務報告書をその翌月10日までに県に提出してください。

（2）業務の評価

県は、指定管理者による適正なサービスの提供を確保するため、原則として、県民の森条例第10条の規定による事業報告書、上記（1）にかかる業務報告書等の提出を受けて、下記の県民の森管理運営業務に関する評価等を行うことを予定しています。

なお、事業報告書の中には、成果目標として掲げた指標についての自己評価を含めてください。

ア 定期評価

県は、業務報告書や事業報告書等に記載された内容及び指定管理者によるサービスの履行内容が別途、締結する協定書に示す管理の基準等を満たしているかについての確認を行います。

イ 随時評価

県は、必要があると認めたときは、原則として指定管理者に事前に通知したうえで、県民の森の維持管理及び経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又は県民の森内において維持管理の状況の確認を行うことがあります。

（3）監査の実施

地方自治法第199条第7項、第252条の37第4項、第252条の42第1項に基づき、指定管理者が行う県民の森の管理の業務に係る出納関連の事務について、必要に応じて、監査委員、包括外部監査人、個別外部監査人による監査を受けてください。

（4）財務状況の確認

毎事業年度、団体の決算確定後、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類を提出してください。

1.3 県と指定管理者との責任の分担

県と指定管理者との責任分担は、原則として次の表のとおりとします。なお、施設の管理を行うにあたり支障を生じさせるおそれのある事項については、別紙2「リスク分担表」に定めるとおりとします。

ただし、「リスク分担表」に定める事項で疑義がある場合又は定めのないリスクが生じた場合は、県と指定管理者が協議の上リスク分担を決定します。

項目	指定管理者	県
施設（建物、工作物、機械設備等）の保守点検	○	
施設・設備の維持管理	○	
施設の修繕	○	○
安全衛生管理	○	
施設の使用許可	○	
事故・火災等による施設・備品の損傷	○ ⁽¹⁾	○
施設利用者の被災に対する責任	○ ⁽²⁾	○
施設の火災共済保険加入		○
包括的な管理責任		○

(1) 指定管理者の責めに帰すべき場合は指定管理者の責任となります。

(2) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、被害が最小限となるように迅速かつ適切な対応を行い、速やかに県に報告しなければなりません。

(3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めます。

1.4 事業の継続が困難になった場合における措置

(1) 県への報告

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。

(2) 指定管理者に対する実地調査等

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、県は、地方自治法第244条の2第10項及び県民の森条例第11条の規定により、指定管理者に対して管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがあります。

なお、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、県は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

(3) 指定管理者の破産等

指定管理者の破産又は財務状況の著しい悪化など指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合、又は著しく社会的信用を損なうなど指定管理者として相応しくないと認められる場合には、県は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

また、指定管理者がグループの場合で、その構成団体の一部の法人等について管理の継続が困難と認められる場合においては、県は、残存の法人等により継続して適正な管理が可能と認められる場合には、当該管理の継続を認めるものとします。ただし、当該管理が困難と認められる場合には、県は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(4) 県に対する損害賠償

上記(2)又は(3)により指定管理者の指定を取り消され、県に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は、県に対し賠償の責めを負うこととなります。

(5) その他不可抗力の場合

指定管理者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合には、県と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとします。

15 ネーミングライツ・パートナーについて

県有施設の有効活用により新たな財源の確保を図り、県民の森利用者のサービスの維持・向上に繋げていくため、指定管理応募者を対象として、ネーミングライツ・パートナーを募集します。

詳細は、参考資料「三重県森林公園ネーミングライツ・パートナー募集要項」によります。

指定管理候補者に選定された法人等がネーミングライツに応募している場合は、ネーミングライツ・パートナーの候補者に決定します。ネーミングライツに応募がない場合や、ネーミングライツ・パートナーとして適格でない場合は、別途ネーミングライツ・パートナーの募集を行うこととします。

16 その他

(1) 施設管理開始までにおける指定の取消し

指定管理者の指定後、施設の管理開始までの間において、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

ア 正当な理由なくして県との協定の締結に応じないとき

イ 指定管理者の資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき

ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき

(2) 業務の再委託

指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託し、請け負わすことはできません。ただし、委託業務のうち、植物管理、清掃等一部の業務については、県の承認を得たうえで、専門の事業者へ委託することができます。

(3) 施設等の引継ぎ

県民の森の管理運営業務の引継ぎについては、協定締結後、随時行います。

(4) 利用許可等の引継ぎ

現管理者が令和8年4月1日以前に受付、利用の許可を行った指定期間以後の予約については、指定管理者に引き継ぐものとし、管理者の変更により利用申込者が不利益を被らないよう配慮してください。

17 問合せ先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地 県庁6階

三重県農林水産部みどり共生推進課みどり推進班

電話 059-224-2513

FAX 059-224-2070

Eメール midori@pref.mie.lg.jp

18 添付資料

別添資料 三重県民の森指定管理者業務仕様書

別紙様式1 指定管理者指定申請書

別紙様式2 三重県民の森事業計画書

別紙様式3 三重県民の森事業計画書の要旨

別紙様式4 宣誓書

別紙様式5 法人等の概要

別紙様式6 グループ構成員表

別紙様式7 三重県民の森管理運営業務に関するグループ協定書の写し

別紙様式8 委任状

別紙様式A 三重県民の森現地説明会申込書

別紙様式B 質問票

別紙1 三重県民の森指定管理者審査基準

別紙2 リスク分担表

参考資料

(1) 三重県民の森の管理に関する協定書（案）

（基本協定書（案）及び年度協定書（案））

(2) 三重県民の森備品一覧

(3) 三重県森林公園ネーミングライツ・パートナー募集要項

(別紙様式 1)

三重県民の森指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

三重県知事 一見 勝之 宛て

(申請者)

主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者の氏名

三重県民の森条例第 5 条の規定により、三重県民の森の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

(別紙様式2)

三重県民の森事業計画書

申請する法人等の名称

(1) 県民の平等な利用の確保に関する事項 ①管理運営の総合的な基本方針について (指定管理者として何をを目指すのか等、県民の森の管理運営を行っていく上での総合的な基本方針を記載してください。) ②成果目標と自己評価について (どのような目標を設定するのか、また、自己評価の方法について記載してください。) ③企業(団体)の社会的責任について (企業(団体)倫理規定や行動指針など) (企業(団体)倫理、コンプライアンス、環境管理(グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減等)について基本的な考え方を記載してください。)

(2) 県民の森の適切な維持管理に関する事項
①維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法について (基本的な考え方に加え、植物管理及び清掃業務等の維持管理業務について、それらの業務の内容及び委託先選定方法などを含めた外部委託の考え方を記載してください。また、仕様書の基準と異なる基準で、維持管理業務を実施する場合は、その方法と理由を説明してください。)
②維持管理について新しい発想、新しい観点からの提案について (実行性のあるものに限って、記載してください。)
③自然植生の維持管理の方法について (長期的な視点に基づいた管理方法、生物多様性の確保に配慮した管理方法)
④利用者の安全確保策、事故防止策、施設の巡視点検、危険箇所等の早期発見やその措置について
⑤緊急時・事故発生時の対応等危機管理について (緊急事態を想定した研修や訓練等についても、記載してください。)
⑥個人情報保護について
⑦情報公開について

(3) 県民の森の効用の最大発揮と県民サービスの向上に関する事項
①自然体験型イベント（自主事業を含む）の実施について
②自然学習展示館の活用について
③森林の活用について
④森林教育の基本理念及び学習の機会の提供について
⑤県民の森の利用者数増大策について
⑥施設利用者、自然体験型イベント参加者の満足度向上策について
⑦県民の森の情報発信について
⑧他団体・地域との連携等について
⑨住民参画について
⑩利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映について
⑪利用者サービス向上につながる独自の提案について

(4) 管理に係る経費の効率性に関する事項
①収支計画の積算の考え方について (収支計画表は、5年にわたる計画を「様式3の附表1」に、各年度の計画については、「様式3の附表2」により記載してください。なお、指定管理料は、「6(1)指定管理に係る指定管理料」に示す額を上限としてください。) ②コスト削減の考え方について (実効性がありかつ創意工夫のある経費の効率化方策)

(5) 管理に必要な人員及び財政的基礎に関する事項
①職員の雇用形態、勤務形態、業務内容について
②職員の配置、勤務ローテーションについて (自然に関する知識を有する者の配置を含め、職員の勤務ローテーションの考え方を記載してください。)
③職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画について
④持続的・安定的に運営できる財政的基盤について

(別紙様式3)

三重県民の森事業計画書の要旨

申請者名						
県民の平等な利用の確保に関する事項						
県民の森の適切な維持管理に関する事項						
県民の森の効用の最大発揮と県民サービスの向上に関する事項						
管理に係る経費の効率性に関する事項						
管理に必要な人員及び財政的基礎に関する事項						
収 支 計 画 書 (千円)	年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
	収入合計					
	内 訳	指定管理料				
		自主事業収入				
		その他の収入				
支出合計						
収 支 計 画 書 (千円)	年度	12年度				
	収入合計					
	内 訳	指定管理料				
		自主事業収入				
		その他の収入				
支出合計						

※ A4版2枚以内としてください。

(別紙様式3の附表1)

申請する法人等の名称

収 支 計 画 書

総括表

(単位：千円)

科 目			8 年度	9 年度	1 0 年度	1 1 年度	1 2 年度
総 収 入	指定管理料						
	自主事業収入						
	収入計(A)						
総 費 用	人 件 費	給料					
		諸手当					
		社会保険料等					
	水 道 光 熱 費 修 繕 費 保 守 費（委託費） 広 告 宣 伝 費 印 刷 製 本 費 通 信 運 搬 費 消 耗 品 費 保 険 料 賃 借 料 公 租 公 課 費用計(B)	水道光熱費					
		修繕費					
		保守費（委託費）					
		広告宣伝費					
		印刷製本費					
		通信運搬費					
		消耗品費					
		保険料					
		賃借料					
		公租公課					
		費用計(B)					
適正収益（内部留保金） （A－B）							

※ 費目は例示です。欄が不足するときは追加してください。

※ 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入してください。

(別紙様式3の附表2)

申請する法人等の名称

年度別明細

年度

(単位：千円)

科 目		予 算 額	積 算 内 訳	備 考
総 収 入	指定管理料			
	自主事業収入			
	収入計(A)			
総 費 用	人 件 費	給料		
		諸手当		
		社会保険料等		
	水道光熱費			
	修繕費			
	保守費(委託費)			
	広告宣伝費			
	印刷製本費			
	通信運搬費			
	消耗品費			
	保険料			
	賃借料			
	公租公課			
	費用計(B)			
適正収益(内部留保金) (A-B)				

※ 年度別に作成してください。

※ 積算内訳は別葉を添付しても構いません。

※ 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入してください。

(別紙様式4)

宣 誓 書

三重県民の森に係る指定管理者指定申請を行うにあたり、下記に掲載した事項は真実に相違ありません。

令和 年 月 日

法人等の名称
代表者の氏名

記

- ・ 三重県民の森指定管理者募集要項「7 申請資格」で掲げる全ての要件を満たしています。
- ・ 提出した申請書類に虚偽不正はありません。

(別紙様式5)

法人等の概要

名 称	
代 表 者 名	
所 在 地	
ホームページ アドレス	
設 立 年 月 日	
資 本 金 又 は 基 本 財 産	令和○年○月現在 千円
従 業 員 数	令和○年○月現在 名 【内訳】
経営理念・運営 方針等	
業務内容及び主 たる事業の実績 等	

※法人等の概要パンフレット等も添付してください。

複数の法人等による応募

(別紙様式6)

グループ構成員表

グループ名 _____

(代表となる団体) 主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者の氏名

(構成員) 主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者の氏名

(構成員) 主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者の氏名

※グループによる申請を行う場合のみ提出すること。

複数の法人等による応募

(別紙様式 7)

三重県民の森管理運営業務に関するグループ協定書

第 1 条

(目的)

第 2 条

(名称)

第 3 条

(所在地)

第 4 条

(成立の時期及び解散の時期)

第 5 条

(構成員の所在地及び名称)

第 6 条

(代表者の名称)

第 7 条

(代表者の権限)

第 8 条

(構成員の責任)

第 9 条

(権利義務の制限)

第 10 条

(構成員の脱退に対する措置)

第 11 条

(構成員の破産又は解散に対する措置)

第 12 条

(協定書に定めのない事項)

令和 年 月 日

構成員（代表者）

住 所

名 称

代表者氏名

印

構成員

住 所

名 称

代表者氏名

印

※上記各条項を参考に共同体の協定書を作成し、提出してください。

複数の法人等による応募

(別紙様式8)

委任状

三重県知事 一見 勝之 宛て

グループの名称

構成員（代表者）	住 所 名 称 代表者氏名	印
----------	---------------------	---

構成員	住 所 名 称 代表者氏名	印
-----	---------------------	---

私は、下記のグループ代表者を代理人と定め、当グループが存続する間、次の権限を委任します。

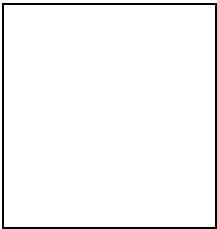
受任者

	住 所
グループの代表者	名 称
	代表者氏名

委任事項

- 1 三重県民の森の指定管理者申請関係書類の作成及び提出
 - 2 三重県と三重県民の森の管理業務についての協定書の締結
 - 3 三重県民の森の管理業務についての指定管理料の請求及び受領
-

受任者印



(別紙様式A)

三重県民の森現地説明会申込書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三重県農林水産部みどり共生推進課長 宛て

(申込者)
主たる事務所の所在地
法人等の名称
代表者の氏名

三重県民の森指定管理者募集に係る現地説明会に当社として、下記の担当者の参加を申し込みます。

記

参加者名（役職）：

※ 場合により、人数制限をさせていただく場合があります。

(連絡先) 部署名
担当者名
連絡先 (電話・FAX・E-mail)

(別紙様式B)

質 問 票 (三重県民の森)

(質問者)

法人等の名称

質問者名

連絡先 (電話・FAX・E-mail)

質問項目	質 問 内 容

三重県民の森指定管理者審査基準（第一次審査）

別紙1

審査項目	審査基準	配点	申請者A	申請者B	申請者C	申請者D	申請者E
1 県民の平等な利用の確保	管理運営の基本方針や重点課題設定が県の基本方針と合致しているか	10					
2 三重県民の森の適切な維持管理	管理基準を満たしたうえで、維持管理レベルを向上させる工夫がなされているか	10					
	利用者の安全確保・事故防止策は具体的で効果的なものか	15					
3 三重県民の森の効用の最大発揮と県民サービスの向上	森林教育の機会の提供（自然体験イベントを含む）は、効果的な内容であるか	15					
	三重県民の森の利用者数を増加させる方策が提案されているか	15					
	利用者の意見・要望・苦情の把握及びその後の管理運営の反映など、サービス向上のための積極的な姿勢が見られるか	15					
4 管理に係る経費の効率性	管理経費が効率的、効果的に活用されているか	10					
5 管理に必要な人員及び財政的基礎	組織体制及び責任体制が効率的かつ適切なものとなっているか	10					
合 計		100					

三重県民の森指定管理者審査基準（第二次審査）

審査項目	審査基準	配点	申請者A	申請者B	申請者C
1 県民の平等な利用の確保					
①管理運営の総合的な基本方針	管理運営の基本方針や重点課題設定が県の基本方針と合致しているか	10			
	指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか	10			
	社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について配慮しているか	10			
②成果目標と自己評価	施設運営の成果目標が適切に設定され、自己評価の体制及び基準は確立されているか	10			
③企業(団体)の社会的責任	企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)、環境管理(グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組)への対応は適切か	10			
小 計		50			
2 三重県民の森の適切な維持管理					
①維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法	管理基準を満たしたうえで、維持管理レベルを向上させる工夫がなされているか	15			
②維持管理について新しい発想、新しい観点からの提案	施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組が提案されているか	15			
③自然植生の維持管理の方法	長期的な視点に基づいた管理方法であるか	10			
	生物多様性の確保を配慮した管理方法であるか	10			
④利用者の安全確保策、事故防止策、施設の巡視点検、危険箇所等の早期発見やその措置	利用者の安全確保・事故防止策は具体的に効果的なものか	20			
	危険箇所・損傷箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか	15			
⑤緊急時・事故発生時の対応等危機管理	緊急時・事故発生時における危機管理対策は適切な提案がなされているか	15			
	緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は、適切に提案されているか	15			
⑥個人情報保護	個人情報保護に配慮する体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	5			
⑦情報公開	情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	5			
小 計		125			
3 三重県民の森の効用の最大限発揮と県民サービスの向上					
①自然体験型イベント(自主事業を含む)の実施	年間を通じ、適切な時期にイベントが計画されているか	15			
	独創的な内容のイベントが提案されているか	15			
②自然学習展示館の活用	自然環境学習のための施設として、効果的な活用方法が提案されているか	15			
③森林の活用	森林公園として、施設の植生等を生かした将来的な活用の提案がなされているか	15			
④森林教育の基本理念及び学習の機会の提供	「三重の森林づくり条例」の基本理念と合致しているか	15			
	自然環境について十分な知識を有しているか	20			
⑤三重県民の森の利用者数増大策	三重県民の森の利用者数を増加させる方策が提案されているか	25			
⑥施設利用者、自然体験型イベント参加者の満足度向上策	利用者、参加者の満足度向上の為の方策が提案されているか	25			
⑦三重県民の森の情報発信	三重県民の森で行われるイベント等の情報について、適切な発信方法が提案されているか	15			
⑧他団体・地域との連携	施設の効用を高めるため、他の機関や団体等との連携が具体的に提案されているか	15			
⑨住民参画	三重県民の森の管理及び運営について、地域住民等が参加できる提案がなされているか	15			
⑩利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映	利用者の意見・要望・苦情の把握及びその後の管理運営の反映など、サービス向上のための積極的な姿勢が見られるか	15			
⑪利用者サービス向上につながる独自の提案	施設の機能を十分に活用し、利用者サービス向上につながるような独自の提案がなされているか	20			
小 計		225			
4 管理に係る経費の効率性					
①収支計画の積算の考え方	収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	10			
	提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか	10			
	県費負担軽減につながっているか	10			
②コスト削減の考え方	実効性がありかつ創意工夫のある経費の効率化方策が提案されているか	20			
小 計		50			
5 管理に必要な人員及び財政的基礎					
①職員の雇用形態、勤務形態、業務内容	組織体制及び責任体制が効率的かつ適切なものとなっているか	10			
②職員の配置、勤務ローテーション	人員配置及び勤務態勢が適切なものとなっているか	10			
③職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画	人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか	10			
④持続的・安定的に運営できる財政的基盤	施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか	20			
小 計		50			
合 計		500			

別紙 2

「リスク分担表」

種 類	内 容	負担者	
		県	指定 管理者
法令等の変更	管理施設についての設置基準の変更など、法改正に伴い管理物件の整備が必要となった場合	○	
	上記以外の場合		○
第三者賠償 (※)	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等に損害を与えた場合（不適切な管理運営による騒音・振動等の苦情）		○
	上記以外の場合	○	
施設利用者への 損害 (※)	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合（不適切な施設管理による利用者のけが等）		○
	上記以外の場合	○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増減があった場合	○	○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増減があった場合		○
不可抗力	テロ、暴動、天災等により、業務の中止などの履行不能、施設利用者への損害及び施設・設備の損壊等があった場合	○	○
資金調達	県の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	上記以外の場合		○
需要変動	当初の需要見込と実施結果との差異によるもの		○
税制度の変更	税制度の変更があった場合	○	○
管理施設の修繕	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	修繕に係る費用が1件当たり30万円を超えない場合（経年劣化の場合も含む）		○
	上記以外の場合	○	
備品等の損傷・損 壊・盗難	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	修理等に係る費用が1件当たり30万円を超えない場合（経年劣化の場合も含む）		○
	上記以外の場合	○	
債務不履行	県における協定内容の不履行があった場合	○	
	指定管理者の業務及び協定内容の不履行があった場合		○
情報管理	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩した場合		○
指定期間満了時 等の費用	指定の期間が終了した場合、又は指定期間中における指定の取消しをした場合における業務引継ぎに要する費用		○

(※) 施設利用者やイベント等参加者に対する損害賠償保険は、県の責めに帰する損害賠償責任保険も含めて、指定管理者が加入する。

なお、指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先とし、保険金額を超える部分については、県及び指定管理者で協議して決定するものとする。